別紙様式第十三号6(1)中

当初調達額	うち個人投資家保有額

を

当初調達額	うち個人投資 うち外国投資

に改め、同様式記載上の注意中3を4とし、2の次に次のように加える。

家保有額
家保有額

3．「うち外国人投資家保有額」は、当初調達額のうち非居住者（所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者をいう。）又は外国法人（同項第七号に規定する外国法人をいう。）からの資金調達額を記載すること。

附　則

1　この府令は、平成二十二年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

2　この府令による改正後の資産の流動化に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第六条第一号の規定及び別紙様式第一号は、施行日以後に提出する業務開始届出書等（資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第四条第二項（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する届出書をいう。）について適用する。

3　新規則第二十一条第一号の二の規定は、施行日以後に提出する資産流動化計画（法第二条第四項に規定する資産流動化計画をいい、資産流動化計画の計画期間（新規則第十二条第一号に規定する計画期間をいう。）の変更により、施行日以後に法第九条第三項の規定により提出する変更後の資産流動化計画を含む。）について適用する。

4　新規則別紙様式第十三号は、施行日以後に開始する事業年度から適用する。